| | | |
|---|---|---|
| | 発電設備又は発電設備を囲う柵塀等の外側の見えやすい場所に標識を掲示すること。【２０ｋＷ未満の太陽光発電設備を除く】（注２９） | □ |
| | 安定的かつ効率的に再生可能エネルギー発電事業を行うために発電設備を適切に保守点検及び維持管理すること。 | □ |
| | この事業に関係ない者が発電設備にみだりに近づくことがないよう、適切な措置を講ずること。（注３０） | □ |
| | 接続契約を締結している一般送配電事業者又は特定送配電事業者から国が定める出力制御の指針に基づいた出力制御の要請を受けたときは、適切な方法により協力すること。 | □ |
| | 再生可能エネルギー発電事業に関する情報について、経済産業大臣に対して正確に提供すること。 | □ |
| | この再生可能エネルギー発電事業で用いる発電設備を処分する際は、関係法令（条例を含む。）を遵守し適切に行うこと。 | □ |
| | 発電開始前から継続的に源泉等のモニタリング等を実施するなど、地熱発電を継続的かつ安定的に行うために必要な措置を講ずること。【地熱発電設備の場合のみ】 | □ |

| | 書類の種類 | 書類名 | 備考 |
|---|---|---|---|
| 添付書類 | ①住民票の写し、住民票記載事項証明書、戸籍謄本又は、戸籍抄本のいずれか（法人にあっては、法人登記簿謄本）（注３１） | | |
| | ②印鑑証明書（注３１） | | |
| | ③インボイス発行事業者の登録通知書の写し（注３２） | | |
| | ④発電設備の設置場所に係る登記簿謄本（注３１） | | |
| | ⑤土地の取得を証する書類等（注３３） | | |
| | ⑥建物所有者の同意書（屋根設置の太陽光発電設備のみ）（注３４） | | |
| | ⑦発電設備の内容を証する書類（注３５） | | |
| | ⑧構造図（注２９）（注３０）（注３６） | | |
| | ⑨配線図（単線結線図）（注３６）（注３７） | | |
| | ⑩接続の同意を証す書類の写し | | |
| | ⑪事業実施体制図（注３８） | | |
| | ⑫関係法令手続状況報告書（注３９） | | |
| | ⑬再生可能エネルギー発電事業における燃料（原料）調達及び使用計画書（バイオマス発電設備のみ）（注４０） | | |
| | ⑭再生可能エネルギー発電事業における地熱資源等モニタリング計画書（地熱発電設備のみ）（注４１） | | |
| | ⑮補助金確定通知書（注４２） | | |
| | ⑯発電設備の所在する都道府県内に小売供給の５割を供給する小売電気事業者又は登録特定送配電事業者に対し、当該発電設備において発電された再生可能エネルギー電気を再生可能エネルギー電気特定卸供給により供給することを証するもの、又は誓約するもの | | |
| | ⑰再生可能エネルギー電気特定卸供給の相手方である小売電気事業者又は登録特定送配電事業者の各都道府県内への供給状況を証するもの | | |
| | ⑱当該事業計画に係る再生可能エネルギー発電設備が所在する地方公共団体内に、災害その他の非常の場合を含む電気又は熱の一部を供給することを当該地方公共団体と協議し、その同意を得たことを証するもの | | |
| | ⑲地方公共団体の出資を証するもの | | |
| | ⑳その他１ | | |
| | ㉑その他２ | | |
| | ㉒その他３（注４３） | | |

第２表 申請事業計画使用燃料一覧（バイオマス発電設備の場合に記載）

| 燃料区分（注４４） | 燃料名（注４５） | バイオマス比率（％）（注４６） | バイオマス比率考慮後出力（ｋＷ）（注４７） | 備考（注４８） |
|---|---|---|---|---|
| A | | | | |
| | | | | |
| | 計 | | | |
| B | | | | |
| | | | | |
| | 計 | | | |
| C | | | | |